

2015年度(平成27年度) 所定疾患施設療養費の治療実施状況について

介護老人保健施設アゼリア

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H27	4月	肺炎	2人	10日	診察、血液検査、尿検査、点滴、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、尿検査、投薬
	5月	肺炎	1人	7日	診察、血液検査、点滴、投薬
	6月	肺炎	1人	7日	診察、点滴、投薬
		尿路感染症	2人	14日	診察、血液検査、点滴、投薬
	7月	肺炎	5人	24日	診察、血液検査、点滴、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、血液検査、点滴、投薬
	8月	肺炎	5人	35日	診察、血液検査、酸素飽和度測定、点滴、投薬
	9月	肺炎	4人	20日	診察、血液検査、酸素飽和度測定、点滴、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、尿検査、投薬
	10月	肺炎	2人	7日	診察、血液検査、酸素飽和度測定、点滴、投薬
		尿路感染症	2人	14日	診察、尿検査、投薬
11月	肺炎	3人	16日	診察、酸素飽和度測定、点滴、投薬	
	尿路感染症	2人	12日	診察、血液検査、尿検査、酸素飽和度測定、投薬	
12月	肺炎	2人	11日	診察、酸素飽和度測定、点滴、投薬	
	尿路感染症	2人	14日	診察、血液検査、点滴、投薬	
H28	1月	肺炎	4人	24日	診察、血液検査、酸素飽和度測定、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、点滴、投薬
	2月	肺炎	4人	24日	診察、点滴、投薬
		尿路感染症	2人	12日	診察、投薬
3月	肺炎	5人	21日	診察、血液検査、酸素飽和度測定、点滴、投薬	
	尿路感染症	3人	18日	診察、血液検査、尿検査、投薬	
平成27年度集計	疾患	疾患別延人数	治療延日数		
	肺炎	38人	206日		
	尿路感染症	17人	112日		
	带状疱疹	0人	0日		

介護老人保健施設ウイング

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H27	4月	肺炎	1人	5日	診察、血液検査、投薬、点滴
		尿路感染症	2人	6日	診察、尿検査、血液検査、点滴
	5月	肺炎	1人	3日	診察、胸部レントゲン、血液検査、点滴、吸入薬剤
		尿路感染症	2人	6日	診察、泌尿器科受診(診察)、尿検査、投薬
	7月	尿路感染症	1人	3日	診察、胸部CT、血液検査、尿検査、点滴、投薬
	8月	尿路感染症	1人	5日	診察、尿検査、投薬
	9月	尿路感染症	1人	5日	診察、尿検査、点滴、投薬
	10月	肺炎	1人	4日	診察、胸部レントゲン撮影(受診)、血液検査、点滴、投薬
		尿路感染症	1人	5日	診察、泌尿器科受診(診察)、尿検査、投薬
	11月	肺炎	1人	1日	診察、血液検査、点滴
		尿路感染症	1人	7日	診察、尿検査、処置(バルーンカテーテル挿入・膀胱洗)、投薬
	12月	肺炎	11人	46日	診察、血液検査、点滴、吸引処置、吸入薬剤、酸素吸入、投薬、
尿路感染症		1人	7日	診察、血液検査、尿検査、処置(バルーンカテーテル挿入・膀胱洗)、点滴、投薬	
H28	1月	肺炎	2人	9日	診察、血液検査、吸引処置、酸素吸入、点滴、投薬
	2月	尿路感染症	5人	26日	診察、血液検査、尿検査、処置(膀胱洗・バルーンカテーテル挿入)、点滴、投薬
	3月	尿路感染症	3人	13日	診察、血液検査、尿検査、処置(膀胱洗・バルーンカテーテル挿入)、点滴、投薬
平成27年度集計	疾患	疾患別延人数	治療延日数		
	肺炎	17人	68日		
	尿路感染症	18人	83日		
	带状疱疹	0人	0日		

介護老人保健施設 オキドキ

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H27	4月	肺炎	1人	3日	診察、点滴
		尿路感染症	2人	6日	診察、尿検査、点滴、投薬
	5月	尿路感染症	4人	13日	診察、尿検査、投薬、点滴
	6月	尿路感染症	2人	8日	診察、尿検査、投薬
	7月	肺炎	1人	3日	診察、胸部レントゲン撮影、点滴
		尿路感染症	3人	9日	診察、投薬、尿検査
	8月	尿路感染症	5人	14日	診察、尿検査、投薬、点滴
	9月	肺炎	1人	3日	診察、胸部レントゲン撮影、点滴
		尿路感染症	1人	5日	診察、尿検査、投薬
	10月	尿路感染症	2人	8日	診察、尿検査、投薬
	11月	尿路感染症	2人	7日	診察、尿検査、投薬、点滴
	12月	尿路感染症	2人	8日	診察、尿検査、投薬
H28	1月	尿路感染症	2人	11日	診察、尿検査、投薬
	2月	肺炎	1人	4日	診察、胸部レントゲン撮影、点滴
		尿路感染症	1人	2日	診察、尿検査、投薬
3月	尿路感染症	2人	8日	診察、尿検査、投薬	
平成27年 年度集計	疾患	疾患別延人数	治療延日数		
	肺炎	4人	13日		
	尿路感染症	28人	99日		
	带状疱疹	0人	0日		

【算定条件】

所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定はできないこと。

所定疾患施設療養の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎、ロ 尿路感染症、ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)

算定するにあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。